

配電事業ライセンスについて

令和4年1月25・26日

資源エネルギー庁

1. 配電事業ライセンス制度の概要

2. 「分散型エネルギーシステムへの新規参入の手引き」について

1. 「配電事業」検討の背景・経緯

- 近年の台風被害による停電対応では、山間部などにおいて、倒木により設備の復旧が長期化しました。
- その様な中、一昨年の台風15号による被災時の千葉県睦沢町の例のように、新たな宅地造成に際して都市開発事業者が自営線を敷設し、再エネと調整力（コジェネ）を組み合わせたエネルギーの面的利用システムを構築することで、早期に電力を復旧。
- 昨今の自然災害も踏まえ、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用して、新規参入者自ら面的な系統運用を行うニーズが高まっています。



2. 配電事業の創設背景

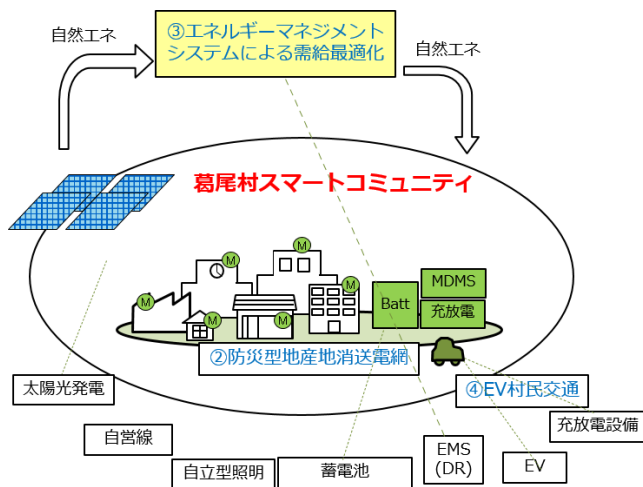
- 地域の分散型電源の活用を進めていく観点や、自然災害に対する耐性（レジリエンス）を高める観点から、地域に存在する分散型電源を活用した分散型グリッドの構築が重要です。
- そのため、今般の電気事業法改正により、一般送配電事業者に代わり、地域において配電網を運営し、緊急時には地域の分散型電源を活用し独立したネットワークをして運営できる制度を導入。

■ 地域の配電網を運用している事例

○葛尾村スマートコミュニティ（福島県葛尾村）

葛尾創生電力（株）が特定送配電事業者として、太陽光発電と大型蓄電池により、村中心部の公共施設、商業施設、一般住宅などに自営線で電力を供給。

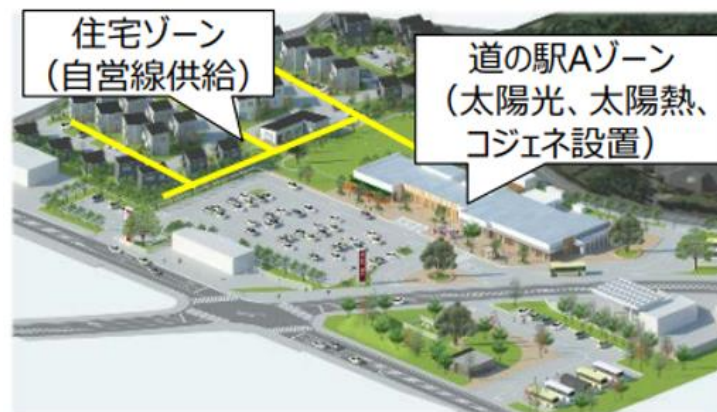
地域資源を活用したエネルギーの創出と災害時のエネルギー確保などにより、地域の雇用創出・魅力向上・ブランディングの実現や防災力を強化するスマートコミュニティの構築を目指す。



○むつざわウェルネスタウン（千葉県睦沢町）

CHIBAむつざわエナジー(株)は、天然ガスコジェネ及び太陽光、系統からの電力を組み合わせ、道の駅及び各住宅に自営線で電力供給。

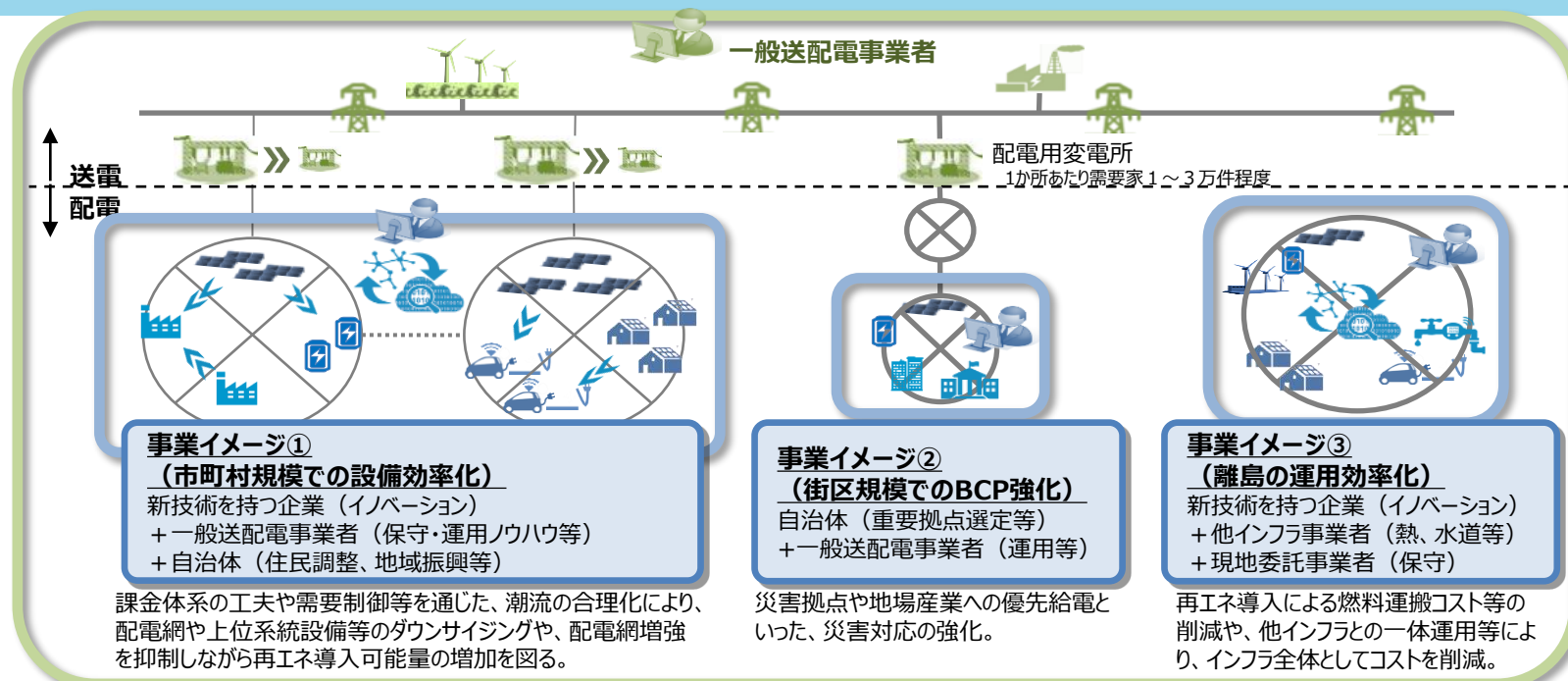
2019年台風15号による大規模停電時においても、再エネと調整力（コジェネ）を組み合わせ、道の駅及び各住宅に対して電力供給を実施した。



3. 配電事業制度の概要

第5回持続可能な電力システム構築小委員会
(2020.7.20) 資料1 一部修正

- レジリエンス強化等の観点から、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用して、新たな事業者がAI・IoT等の技術も活用しながら、自ら面的な運用を行うニーズが高まっているため、安定供給が確保できることを前提に、配電事業者を電気事業法上に新たに位置付け。
- 例えば、自治体や地元企業が高度な技術を持つIT企業と組んだ上で配電事業を行い、災害時には特定区域の配電網を切り離して、独立運用するといったことが可能になることが期待される。
⇒電力供給が継続でき、街区規模での災害対応力が強化
- また、新規事業者によるAI・IoT等の技術を活用した運用・管理が進展する事が期待される。
⇒設備のダウンサイジングやメンテナンスコストの削減



(参考) 配電事業者が果たすことが期待される役割・効果

第7回持続可能な電力システム構築小委員会
(2020.10.16) 資料2-2 一部修正

● 配電事業者が果たすことが期待される役割・効果は以下のとおり整理。

期待される効果

① 供給安定性・
レジリエンス向上

配電事業者が提供できる価値の例

- ・災害時等に、オフグリッド化し独立運用することにより、配電エリア内の需要家に対して電力供給サービスを継続。
- ・従来は、原則、新規の宅地開発エリア等で、エネマネ事業者等が自営線を敷設してこうしたサービスを実現（特定供給、特定送配電事業）。
- ・今後、エネマネ事業者等は、配電事業ライセンスを活用することにより、一般送配電事業者の設備も活用し、より広い地域でこうしたサービスを実現可能に。

② 電力システムの
効率化

- ・再エネ接続ニーズの多い地域では電源接続案件募集プロセス等により設備増強を実施中。また、基幹送電網等では日本版コネクト＆マネージの取り組みを実施中。

③ 再エネ等の分散
電源の導入促進

- ・他方、基幹送電網等以外にも、低圧接続案件の増加により、一般負担によって設備増強が必要となる箇所も増加中。
- ・今後、一般送配電事業者が他のプラットフォーマーと連携する等により、配電事業ライセンスを活用し、デジタル技術も活用した出力制御や、ローカルフレキシビリティ市場による抑制枠の取引等、高度な運用を行うことにより、設備増強を回避しつつ、再生可能エネルギーを大量に接続、効率的に運用することが可能に。

④ 地域サービスの
向上

- ・自治体等が出資する「地域新電力」の取組が各地で出現。
- ・今後、これらの事業者が、配電事業ライセンスを活用することにより、地産地消の取組をより深化させることが可能に。

(参考) 配電事業への参入パターン

- 配電事業への参入事業者、その導入効果、参入場所としては、以下のようなものが考えられる。

<参入事業者例>

① 地域新電力

例) 自治体等の出資や、地域で電源を有する新電力 等

※配電網の維持・運用の技術的能力を有し、これらを行おうとする者。行為規制の取扱い等について別途要検討。

② インフラ技術を持っている事業者

例) 熱、水道、ガス、通信事業者、
電工会社、鉄道事業者、送電事業者
ドイツのシュタットベルケ 等

③ AIやIoTの技術を有するベンチャー企業

④ 上記以外の事業者 (①～④の組み合わせ)

例) サービス事業者

※ いずれの場合も、配電網の維持・運用の技術的能力を国が確認した上で、参入を許可するスキーム。

<事業の効果例>

① 供給安定性・レジリエンス向上

例) ・冗長性を持った設備構築
・オフグリッド運用を可能にする追加投資の実施

② 電力システムの効率化

例) ・事業者間の競争による効率化
・メンテナンスの合理化
・AIやIoTを活用した技術イノベーション
・潮流合理化等による設備のダウンサイジング

③ 再エネ等の分散電源の導入促進

例) ・潮流合理化
・エネルギーの地産地消の拡大

④ 地域サービスの向上

例) ・地域のニーズに合わせた託送事業
・他のインフラ事業等との共同実施

<参入場所>

① 既存の配電システムの譲渡/貸与

- 街区規模での運用
- 市町村規模での参入
- オフグリッド地域(離島等)での運用
- 配電システムの末端での運用

② 新規の街区等の面的開発時

例) ・大規模宅地、商業施設、工業団地等の開発時

4. 配電事業者に課される法的義務

第2回持続可能な電力システム構築小委員会
(2019.11.20) 資料1 一部修正

- 配電事業者は、一般送配電事業者と同等の法的義務がある。
- 最終保障供給義務、離島供給義務は、引き続き、一般送配電事業者に課される。

【事業規制】

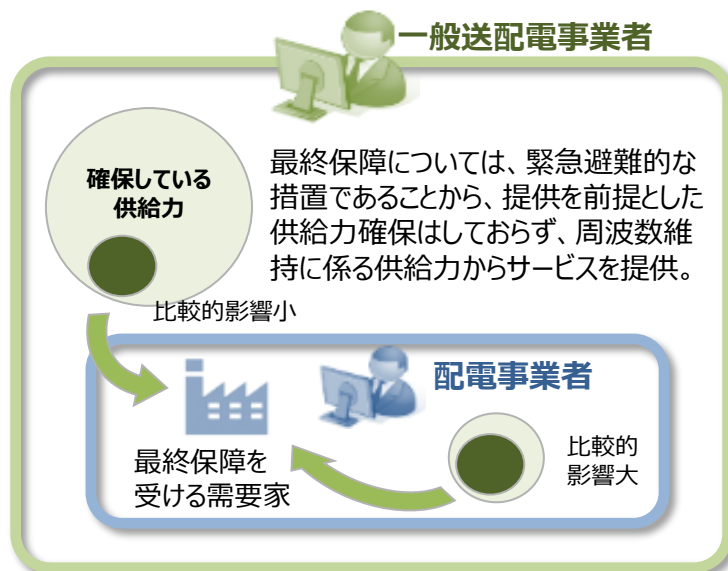
◆ 経済産業大臣の許可制

【主な義務・規制】

- ◆ 事業の休廃止の事前許可制
- ◆ 一義的な託送供給義務・電力量調整供給義務（約款変更命令付届出制）
- ◆ 需要家や発電設備と系統とをつなぐ配電設備の接続義務
- ◆ 会計分離・行為規制
(特定の発電事業者・小売電気事業者に対する差別的取扱いの禁止等)
 - － 兼業禁止の行為規制は、離島等一定の条件の下、適用を除外
- ◆ 一義的な電圧・周波数維持義務
- ◆ 電力広域的運営推進機関への加入義務
- ◆ 供給計画を作成し、経済産業大臣に届け出る義務
- ◆ 経済産業大臣の供給命令に従う義務
- ◆ 経済産業大臣からの報告徴収・立入検査・業務改善命令に従う義務
- ◆ 円滑な託送業務等の引き継ぎを行うための計画の策定
- ◆ 電気工作物の台帳の作成、電気工作物の計画的更新義務
- ◆ 災害等の緊急時における地公体・関係行政機関への情報提供義務

【該当すると想定される者（例）】

- ◆ 民間企業、自治体、一般送配電事業者等の合併による配電事業者



※配電事業者は、一般送配電事業者に比較し、周波数維持に係る供給力の規模が小さくなるため、その負担に鑑み、最終保障義務を課していない。

※なお、離島供給義務の履行のためには、離島エリア内に平時から活用可能な供給力が存在する必要があるが、他の地域と遜色ない料金水準を維持することが制度的に求められているため、供給区域全体でそのコストを薄く広く負担し、一般送配電事業者を義務主体とすると整理された。

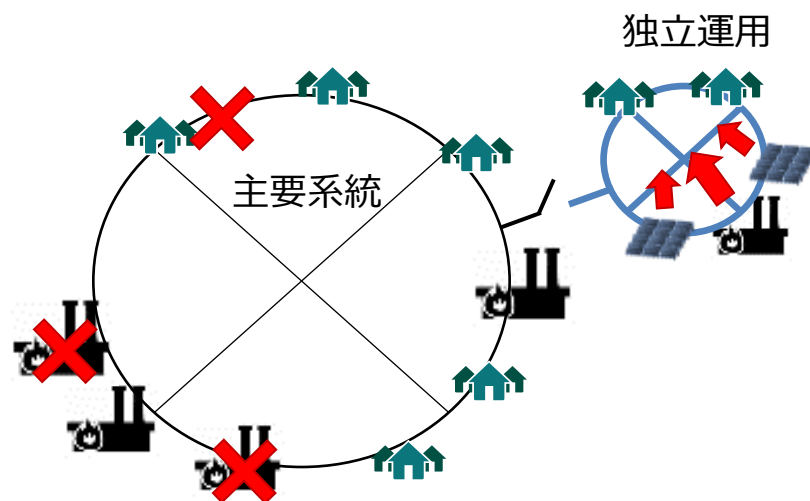
5. 配電事業者の基本形イメージ

第8回持続可能な電力システム構築小委員会
(2020.12.18) 資料1-2一部修正

- 配電事業は、以下の基本類型を念頭に、具体的な業務を取り上げ、一般送配電事業者や電力広域機関との間で必要となる契約やシステム等について整理。

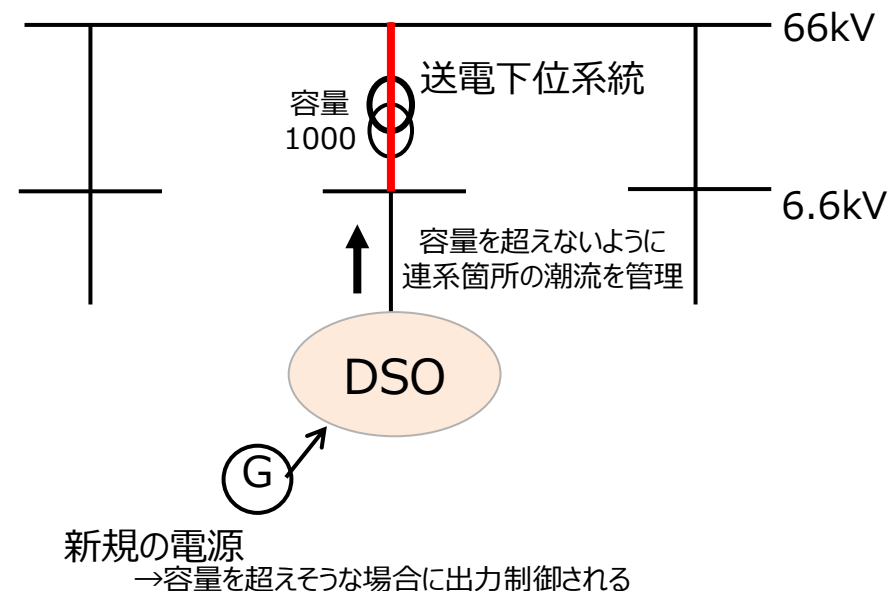
緊急時独立運用型

災害時等に上位系統が被災し、その復旧が長期化する場合等に、上位系統と切り離して、地域に電力供給を実施。



送電下位系統の混雑管理型

配電事業者が、配電系統への新規電源接続に伴う送電下位系統の混雑に対し、配電網の運用により、混雑管理に貢献。



(参考) 分散型グリッドを運用する事業者の類型

第6回持続可能な電力システム構築小委員会
(2020.9.9) 資料2 一部修正

	配電事業	特定送配電事業	特定供給
定義	自らが維持・運用する配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業であって、省令で定める要件に該当するもの	自らが維持・運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は他の小売電気事業者等に託送供給を行う事業	電気を供給する事業（電気事業、自家発自家消費型の電気の供給、小売電気事業者等の用に供するための電気の供給以外）
要件	許可 供給区域	届出 供給地点	許可 供給の相手方・場所
-主な基準	◆ 経理的基礎・技術的能力 ◆ 事業の計画が確実 ◆ 電気工作物の能力が需要に応ずることができるものであること ◆ 過剰投資とならないこと	◆ 電気工作物を事業の用に供することにより、同地点をそのエリアに含む一般送配電事業者の需要家の利益を著しく阻害するおそれがないこと	◆ 相手方と密接な関係を有すること ◆ 相手方の需要に応ずる供給力を確保していること ◆ 場所をそのエリアに含む一般送配電事業者の需要家の利益を阻害するおそれがないこと
供給対象	一般の（＝不特定多数の）需要	（届け出た）特定の需要	（許可を受けた）供給地点の需要
主な義務	◆ 託送供給義務 ◆ 電力量調整供給義務 ◆ 接続義務 ◆ 電圧・周波数維持義務	◆ 小売電気事業者等と契約している場合は、託送供給義務 ◆ 電圧・周波数維持義務	（特になし）
事業のイメージ	市町村単位での配電事業 離島を区域とする配電事業	六本木エネルギーサービスなど	CHIBAむつざわエナジーなど

一般送配電事業者の設備を譲受け、
又は借受けての参入が可能

1. 配電事業ライセンス制度の概要

2. 「分散型エネルギーシステムへの新規参入の手引き」について

1. 配電事業参入に当たる全体フロー

- 配電事業を営もうとする者が配電事業ライセンスの取得を受け、事業を開始するまでの全体フローは以下のとおりです。
- それぞれの段階でどのような手続きや関係者との調整等が必要になるのかについて「分散型エネルギーシステムへの新規参入のための手引き」（以下、「手引き」）で整理。



2. 事業イメージの検討

- あらかじめ、当該事業の必要性・目的、当該事業の骨子、当該事業全体のスケジュールといった概要を検討することが重要です。
- 配電事業に参入するエリアの検討やビジネスモデルを具体化するにあたって、事業参入のポテンシャルのある地域の選定を行うこととなります。

■ 候補地の選定

事業参入のポテンシャルのある地域とは、例えば、①再生可能エネルギー導入のポテンシャルが高く、上位系統の増強が見込まれるエリア（＝配電事業者の効率的な系統運用等により、上位系統の増強を回避できるようなエリア）、②公共施設・病院・介護施設・生活必需品工場等のレジリエンス性を高める意義の高いエリアなどが考えられます。

後々のプロセスにおいて、一般送配電事業者とも配電事業の候補地について調整が必要となることから、早い段階から相談を実施し、双方にとってメリットのあるエリアの選定に至ることができれば、理想的と考えられます。

【エリア選定に当たっての留意点】

事例ケース	イメージ図
配電事業参入に伴う工事費用が一般送配電事業者から請求されない又は請求額が少額となる事例	逆方向送電系統の無い系統末端までの配電事業参入
配電事業参入に伴う工事費用が一般送配電事業者から請求される事例（中抜き）	逆方向送電系統の無い系統中間部のみの部分的な配電事業参入 工事費用が請求される理由：配電事業エリアで独立運用した場合などにより、末端の一般送配電事業エリアが孤立し、安定供給上の懸念が生じるおそれがある。
上記事例の回避策	迂回系統新設による一般送配電事業エリアの孤立化の回避 他の配電系統から逆送電を可能とすることで一般送配電事業エリアの孤立化の回避

3. 事業の詳細検討と関係者との調整（1）関連情報の入手

手引きp25,26

- 事業概要と候補地の選定が固まると、事業の詳細検討に進み、実際に関係者との調整や、行政機関に提出する書類の作成のプロセスへと進んでいきます。
- 配電事業を営もうとする者は、**事業計画の検討や、参入判断のための事業性の評価を行うに当たり、エリアの需要等の情報について入手**する必要があります。

■ 関連情報の入手

配電事業を営もうとする者は、参入許可申請に必要な情報について、必要に応じて、情報の目的外使用の禁止を含む秘密保持契約等を締結した上で、一般送配電事業者から、以下①～③に示す必要な情報提供を受けることができます。

この段階では、一般送配電事業者は配電事業を営もうとする者に対して、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報や「系統情報の公表の考え方（系統情報ガイドライン）」に基づいた情報提供が基本となります。

① 系統情報

項目	概要
系統情報	配電系統図(送電容量・バンク容量・バンク構成)
系統情報	配電線の予想・実績電流、配電線容量
系統情報	設備定数(電圧・連系地点ごとのインピーダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況
系統情報	配電設備計画
系統情報	配電線の停電実績

② 需要情報

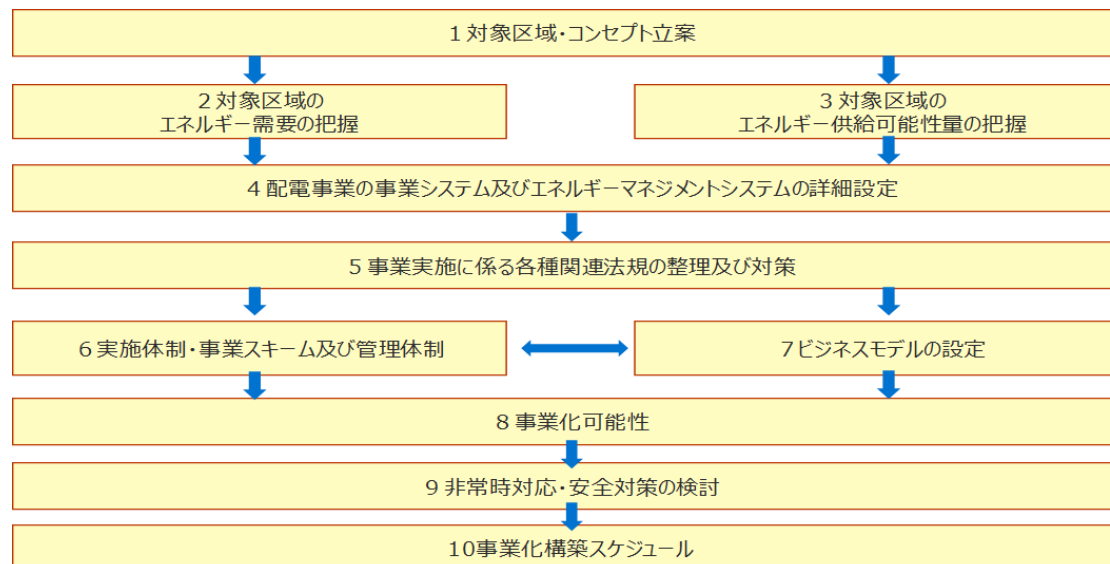
項目	概要
需要情報	参入エリアの総需要(kW、kWh)
需要情報	時間帯別需要
需要情報	需要家数 (対象エリアにおける需要家(500kW以上の高圧需要家)の立地状況)
需要情報	配電線の予想・実績電流

③ 設備の譲受価格・借受価格や一般送配電事業者への委託料の見積もり金額

3. (2) 事業計画書等の策定

- 「事業計画書」の作成段階では、(1) で入手した情報等をベースに、**想定する対象区域の中で、実現すべきコンセプト、エネルギー需給のバランス、実現に係る課題を踏まえ、ビジネスモデル・スキームを検討**します。
- その上で、事業化可能性に係る事業計画等を、「事業収支見積書」に基づき定めるとともに、**事業化までの具体的なスケジュール・工程を明らかに**していきます。
- また、一般送配電事業者や社外電工会社等への委託体制や災害時の自治体等との連携体制、社内の情報セキュリティ体制や個人情報保護体制等、**組織体制についても検討**しましょう。

【事業計画の検討フロー】



3. (3) 自治体・需要家等への説明

- 配電事業参入にあたり、自治体、需要家、供給区域内の発電事業者、供給区域内の需要家に小売供給を行う小売電気事業者等への説明や通知等が十分に行われることが重要です。
- 国は、配電事業の許可審査において、自治体・需要家等への説明会等が十分に行われているかを審査することになりますが、必ずしも全需要家等の同意を必要とせず、説明会等の回数や規模などについては、配電事業の供給区域の規模や需要家件数等、参入する配電事業エリアの特徴等を総合的に考慮して審査がなされます。

自治体への説明

供給区域や配電事業の**事業内容**の他、**地域へのメリット**（再生可能エネルギー普及やレジリエンス向上等）や**災害・事故への対応体制等**について説明することが大切です。また、災害時の連携体制や電力データ提供の方法、避難訓練の方法等、一般送配電事業者と自治体が災害協定を結んでいる場合もあるため、こうした災害時の連携等についても、この段階から協議を開始しておくとその後の「引継計画」作成の際の調整がスムーズに進むと考えられます。

需要家への説明

この段階での需要家への説明においては、具体的な事業内容や託送料金単価、託送メニューについて説明することは難しいかもしれませんが、可能なかぎり具体的に説明を行うことや、**需要家や地域へのメリットや災害・事故への対応体制等を交えて説明**することが重要です。

発電事業者、小売電気事業者への説明

この段階では、供給区域内の発電事業者や小売電気事業者を完全に把握することは難しいので、**自社HP等で広く周知**することが考えられます。なお、「引継計画」承認後～事業開始までに当該事業者と託送契約等を締結しなければならないことに留意が必要です。また、配電事業エリアで小売供給義務を負うみなし小売電気事業者や、情報入手できた小売電気事業者には、**可能なかぎり早期に説明**を行いましょう。

3. (4) 電力広域的運営推進機関への加入準備

- 配電事業を営もうとする者は、電力広域的運営推進機関の会員でない場合、**参入許可申請前に、電力広域的運営推進機関の会員に加入する手続**をとらなければなりません。

【電力広域的運営推進機関への加入準備の手続のフロー】

1	加入申請の画面（加入申請リンク確認）に、必要事項を入力
2	電力広域的運営推進機関より、入力したメールアドレスに会員加入仮申請のURLを受領
3	会員加入仮申請URLへアクセスし、「加入（仮）申請」画面にて、必要事項を入力して仮申請
4	「加入仮申請受付表示」を添付し、経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課 電力産業・市場室へ参入許可申請
5	経済産業省より許可通知書を受領次第、事業者コードを取得
6	事業者コード取得後、上記（4）のURLへアクセスし、「加入本申請」画面にて必要事項を入力・本申請
7	電力広域的運営推進機関より、登録が確認でき次第、通知を受領
8	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課に、「広域的運営推進機関加入届出書」を提出

4. 参入許可申請

- 配電事業の許可にあたり、経理的基礎や技術的能力、事業計画の確実性等、当該エリアの安定供給や需要家利益を確保する主体としての適格性を審査します。

【国に提出する参入許可申請書類】

- ① 参入許可申請書
- ② 事業計画書
- ③ 事業収支見積書
- ④ 配電事業の用に供する電気工作物の概要及び供給区域の境界を明示した**地形図**
- ⑤ **送配電関係一覧図** ※系統図等を想定
- ⑥ **電力潮流図**
- ⑦ 配電事業の用に供する**変電所又は発電所の主要設備の配置図**
- ⑧ 一般送配電事業者又は他の配電事業者によるその配電事業の用に供するための電気を供給する場合にあつては、**その供給の相手方との契約書の写し**
- ⑨ 他の者から配電事業の用に供するための電気の供給を受ける場合にあつては、**その供給をする者との契約書の写し**
- ⑩ **主たる技術者の履歴**
- ⑪ **配電事業遂行体制説明書**
- ⑫ 当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の**貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書**（申請者が法人である場合）
- ⑬ 当該**法人の定款及び役員となるべき者の履歴書**（申請者が法人の発起人である場合）
- ⑭ 当該申請者が配電事業を営むことについての議決に係る**議会の会議録の写し**（申請者が地方公共団体である場合）
- ⑮ 発電水力に関する**水利使用について**行政庁の許可又は登録を要するときは、**その許可書又は登録書の写し**（許可又は登録の申請をしている場合にあつては、その申請書の写し）（配電事業の用に供する水力発電所を設置する場合）
- ⑯ 当該申請者が**広域的運営推進機関に加入する手続をとったことを証する書類**（申請者が電力広域的運営推進機関の会員でない場合）
- ⑰ **託送供給等約款の方針を記載した書面**
- ⑱ **引継計画の要旨**（一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者から譲り受け、又は借り受けた電気工作物を配電事業の用に供しようとするときに限る）
- ⑲ 配電事業の休廃止時に行う一般送配電事業者への託送供給等の業務の引継ぎに関して一般送配電事業者と共同で作成する「**休廃止時取決書**」（白地参入の場合又は他の配電事業者・特定送配電事業者から設備を譲渡、貸与された事業を実施する場合）

5. 事業開始前準備（1）許可後の詳細な系統情報等の入手

- 参入許可後は、一般送配電事業者が配電事業者に業務を引継ぐ行為は一般送配電事業の一環となるため配電事業者は一般送配電事業者等からより詳細な設備情報や財務会計情報等を入手することができます。

【情報提供項目（配電事業の許可後）】

項 目	概 要	備 考
系統情報	配電系統図（送電容量・バンク容量）	「系統情報の公表の考え方」により提示情報として入手できる
系統情報	配電線の予想・実績電流	「系統情報の公表の考え方」により提示情報として入手できる
系統情報	設備定数（電圧・インピーダンス等）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況	「系統情報の公表の考え方」により提示情報として入手できる
系統情報	配電設備計画	「系統情報の公表の考え方」により提示情報として入手できる
系統情報	配電線の停電実績	「系統情報の公表の考え方」により提示情報として入手できる
需要情報	参入エリアの総需要、時間帯別需要、需要家数	一般送配電事業者との協議により入手。個人が特定できる場合は、個人情報保護法の対象
需要家情報	需要家との取決め事項	一般送配電事業者との協議により入手。個人情報保護法の対象
需要家情報	需要家ごとの契約情報（契約アンペア、契約kW等）、太陽光連系、等、スマートメーター等の需要データ	一般送配電事業者との協議により入手。個人情報保護法の対象
地権者情報		一般送配電事業者との協議により入手。個人情報保護法の対象
発電者情報	発電者名、発電場所、契約受電電力等	一般送配電事業者との協議により入手。個人情報保護法の対象
FIT・FIP情報	FIT・FIP発電者名、発電場所、最大受電電力、契約期間等	一般送配電事業者との協議により入手。個人情報保護法の対象
共架利用者情報	共架利用者名、共架設備等	一般送配電事業者との協議により入手。個人情報保護法の対象
借 受 価 格 ・ 譲 受 価 格 （見積）	内訳があるもの （公益的な費用の単価や額、その算定根拠を含む）	一般送配電事業者との協議により入手
業務委託価格（見積）	内訳があるもの	一般送配電事業者との協議により入手
託送収入	エリアの託送収入（算定根拠含む）	一般送配電事業者との協議により入手
系統関連	巨長、インピーダンス	一般送配電事業者との協議により入手
工事計画		一般送配電事業者との協議により入手
責任分界点の潮流実績	責任分界点に一般送配電事業者の既存センサSW等が設置されている場合、把握は可能であるが、それ以外は推定値	一般送配電事業者との協議により入手
設備関連	設備数、設備種別（メーカー等）、経年（検定満了年月）、巡視結果、点検結果、占用情報、会計情報（簿価、減価償却情報等）	一般送配電事業者との協議により入手

5. (2) 引継計画の作成

- **「引継計画」は、配電事業者が主体となり設備の譲渡者又は貸与者たる一般送配電事業者等（一般送配電事業者、他の配電事業者、特定送配電事業者）と共同して作成するものです。**
- **「引継計画」は、安定供給確保の観点及び適正価格による設備の譲り受け・借り受けを確保する観点（クリームスキミング防止の観点を含む。）から記載事項を設けており、国は、その記載事項及び関連する委託契約書等の書類をもとに審査します。**

<引継計画の記載事項>

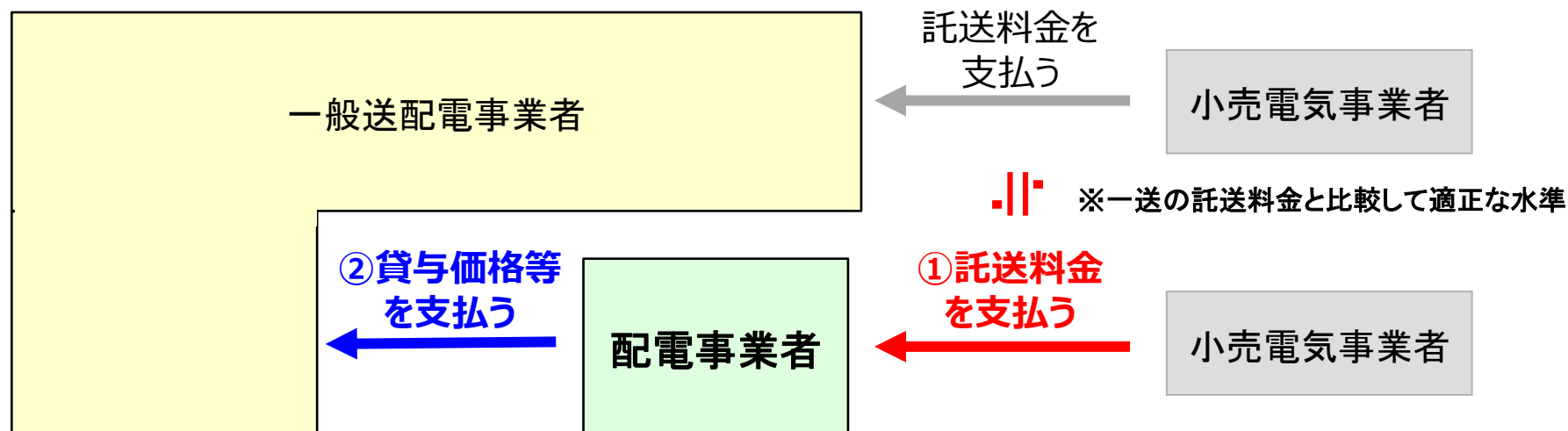
- 1 引継計画を共同で作成した者
- 2 引継開始予定年月日
- 3 電気工作物の引継ぎに関する事項
 - (1) 譲り受け、又は借り受けた電気工作物の概要
 - (2) 電気工作物やその情報等の引継ぎ方法
 - (3) 電気工作物の維持・運用方法
- 4 託送供給等業務の引継ぎに関する事項
 - (1) 引継ぐ託送供給等業務の内容及び引継ぎ方法
 - (2) 災害その他の事由による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための措置と引継ぎ方法
 - (3) 保安上の責任主体や責任分担
 - (4) 個人情報保護の実施体制及び個人情報保護に係る業務の引継ぎ方法
- 5 譲り受け、又は借り受けた電気工作物の譲受価格若しくは借受価格に関する事項
 - (1) 譲受価格又は借受価格の総額
 - (2) 公益的費用の単価又は額
 - (3) 供給区域の発電及び需要に関する情報
 - (4) 譲受価格又は借受価格の算定期間
 - (5) 譲受価格又は借受価格の算定方法
 - (6) 譲受価格又は借受価格の算定にあたって用いた想定値と実績値の差の取扱い
 - (7) 配電事業者による効率化の成果等の取扱い
- 6 配電事業の休廃止、譲渡し又は供給区域の変更（供給区域の減少に限る。）時における一般送配電事業者等に対する電気工作物の譲渡し又は返却及び託送供給等の業務の引継ぎに関する事項
 - (1) 電気工作物やその情報等の引継ぎ方法
 - (2) 供給区域内の地方公共団体、電気の利用者、その託送供給等約款により電気の供給を受けている者その他の関係者に対する説明の方法
 - (3) 原状回復方法の内容
 - (4) 休廃止に備えた積立金の積立て方法及び取崩し方法
 - (5) 積立金の積立てを行えない場合の対応方法
 - (6) 一般送配電事業者が配電事業者の設備管理状況等を確認する方法
 - (7) 第三者への電気工作物の譲渡・貸与の取扱い
- 7 供給区域内の地方公共団体、電気の利用者、その託送供給等約款により電気の供給を受けている者その他の関係者に対する配電事業を営もうとする旨やその事業概要についての説明会の開催その他の方法による説明の実績

5. (2) 引継計画の作成（借受価格等の設定の考え方）

手引きp51,52

- 借受価格、譲受価格（以下、「借受価格等」という。）の設定については、配電事業者の参入が一般送配電事業者との関係において、クリームスキミングが発生しないことが重要な観点です。
- 以下①託送料金による収入と②貸与価格等の支払額に**不均衡が発生する場合、クリームスキミングが発生**しうることとなり、これを防止するための仕組みが必要となります。

※クリームスキミングが発生する場合、一般送配電事業者又は配電事業者の片方に、コストが多くのかかっていることになり、**当該エリアの需要家の負担が増加する（＝託送料金単価が増加）可能性があります。**



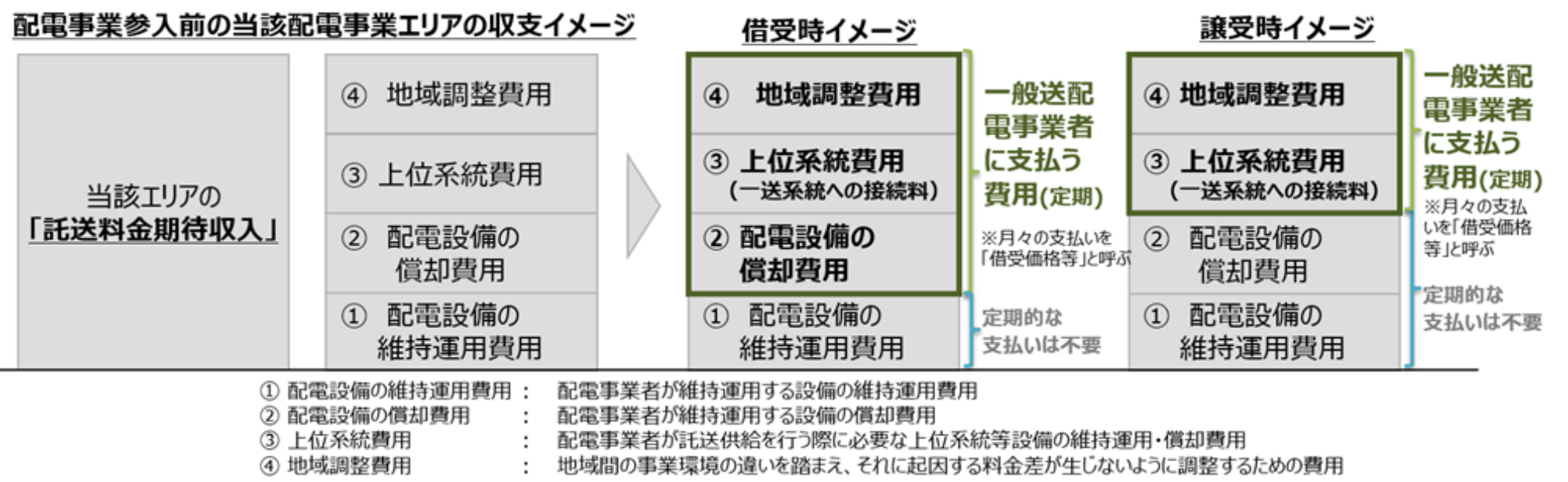
5. (2) 引継計画の作成 (借受価格等の設定の考え方)

- たとえば、借受時の定期的に支払う借受価格については、配電事業エリアにおいて得られる「託送料金期待収入」から、配電事業者自身の業務である①配電設備の維持運用費用を除く形で算定し、②配電設備の償却費用、③上位系統費用、④地域調整費用等を含む価格とすることが基本とされています。

■ 借受価格等の設定の考え方

借受価格、譲受価格の設定については、配電事業者の参入が一般送配電事業者との関係において、クリームスキミングとならないようにすることが重要な観点であり、その考え方に基つき以下のような算出方法となります。

【配電事業者への設備の譲受価格・借受価格のイメージ】



5. (3) 託送供給等約款の作成

- 配電事業者の「託送供給等約款」には、事業実施期間中の託送料金や供給条件が記載されます。配電事業者は国に「託送供給等約款」を届出ることとされており、その内容が「託送供給等約款」の変更命令基準に抵触することとなれば、国は変更命令を行うこととなっています。
- 配電事業者の託送料金は、同一エリアの一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準とすることとされています。
- 配電事業者の託送料金が適正な水準であると判断する基準は、一般送配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価と比べて、配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価の水準が年平均±5%以内であることとなっています。

5. (4) 自治体・需要家等への説明

- 「引継計画」、「託送供給等約款」の内容が固まってきたら、関係各所への説明を改めて実施しましょう。

自治体への説明

具体的な供給条件や料金メニューについて説明しましょう。特に自治体との間においては、災害・事故への対応体制等や電力データ提供の方法、避難訓練の方法などの具体的に協議を行ってください。

需要家への説明

具体的な、災害・事故への対応体制等や供給条件や料金メニューについて説明しましょう。全需要家に対して、通知を行いましょう。また、小売電気事業者の請求書等への託送料金相当支払金額の記載が簡便な方法となる可能性についても周知しましょう。

発電事業者、小売電気事業者への説明

一般送配電事業者等の情報をもとにエリア内の発電事業者情報、小売電気事業者情報を入手し、「託送供給等約款」の内容について説明しましょう。

地権者及び官公有地管理者への説明

設備譲渡の場合においては、配電事業者は地権者（電気工作物設置場所の土地権利者または、官公有地管理者）と配電設備等の設置に伴う借地契約等を締結及び占用許可を申請する必要があります。

また、設備を借り受ける場合においては、配電事業者は一般送配電事業者が地権者から配電設備等の設置に伴って借地・占有している土地に関して、一般送配電事業者から転貸を受けることについて、地権者から、同意を得なければなりません。

5. (5) 供給計画の届出

- 配電事業者は、電気事業法第29条及び電気事業法施行規則第46条に基づき「**供給計画**」の届出を行ってください。毎年、資源エネルギー庁から公表される「運用要領」、「記載要領」、「計上ガイドライン」や電力広域的運営推進機関の参考資料等に従い、「供給計画」を作成して電力広域的運営推進機関に提出してください。

【電気事業法上の供給計画】

第二十九条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、**毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に（電気事業者となった日を含む年度にあつては、電気事業者となった後遅滞なく）、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。**

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取つたときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針、広域系統整備計画及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に（当該年度に電気事業者となった者に係る供給計画にあつては、速やかに）、経済産業大臣に送付しなければならない。

3 電気事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

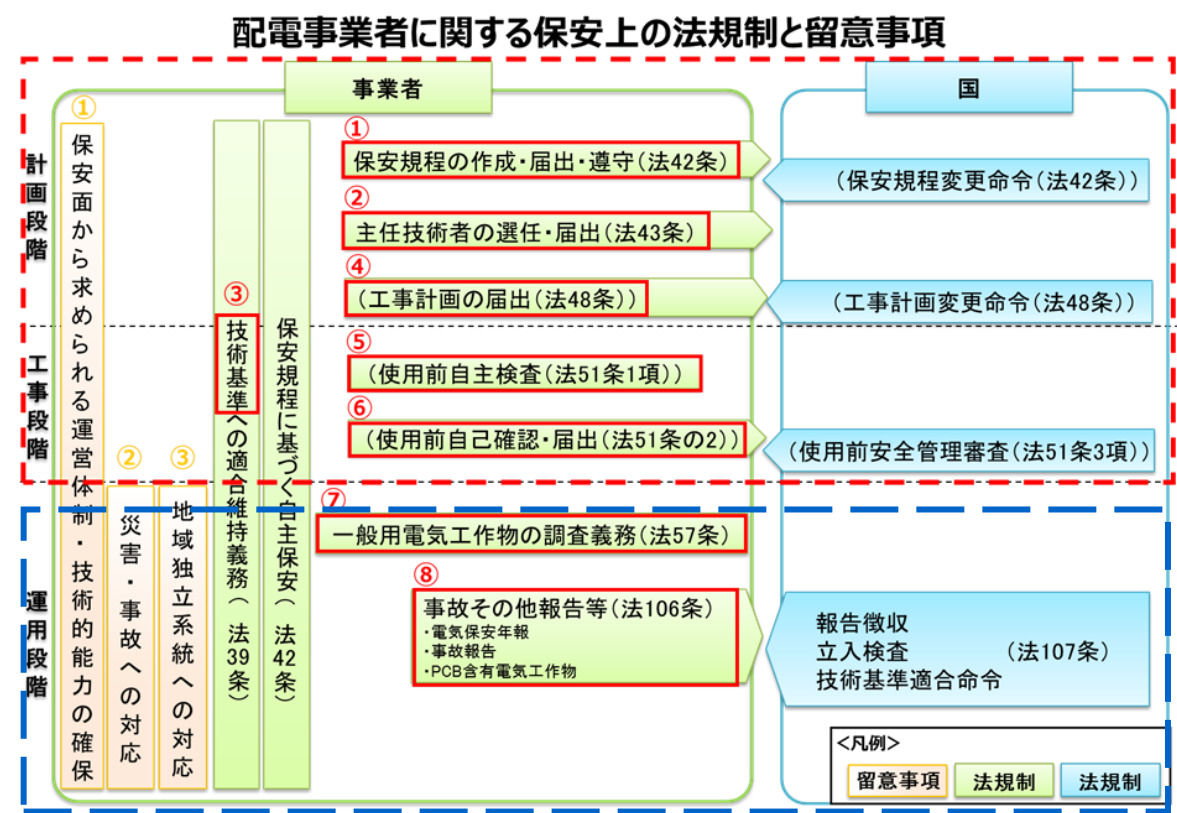
5. (6) 保安上の法規制と留意事項

手引きp72-76

手引きp82-86

- 配電事業への参入に当たっては、電気工作物の工事、維持及び運用を適切に行い、電気事業法における目的である公共の安全の確保と環境の保全の確保をしていくことが求められます。
- 電気事業法上、電気工作物に対する保安維持義務は、設置者責任となり、配電事業者には一般送配電事業者と同等の保安上の義務が課されます。

【配電事業者に関する保安上の法規制と留意事項



- 配電事業者は電力広域的運営推進機関の定める送配電等業務指針などに従い、業務ルールを定め、これら業務を行う必要があります。

【配電事業者の運営業務】

配電事業者の業務例

1. 計画業務	供給計画	・・・需要想定、供給力見通し、設備整備計画等
	系統アクセス	・・・接続検討等
2. 運用業務	需給管理	・・・需給計画の作成・提出、調整力確保、周波数調整等
	系統管理	・・・電圧維持、系統操作、設備管理等
	保安	・・・巡視、点検、事故対応等
3. その他		・・・託送関連業務（検針、精算等）

6. (3) 会計報告・収支公表、(4) 変更届出、変更承認

- 配電事業者は、電気事業法に基づき、毎事業年度終了後に、財務諸表を経済産業大臣に提出する必要があります。具体的には、電気事業会計規則に規定される様式に従い、**「貸借対照表」や「損益計算書」などの「財務諸表」及び「各種明細書」を作成し、各事業年度終了後3ヶ月以内に提出**しなければならないため、提出漏れや期限超過がないよう留意が必要です。
- ① 託送供給等約款の変更届出
 - － 「託送供給等約款」の内容に変更がある場合や「託送供給等約款」の変更命令基準に該当するような場合は、国に変更届出を行ってください。
- ② 引継計画の変更
 - － 「引継計画」の内容に変更が生じた場合は、国に変更承認申請を行ってください。
なお、市町村名、連絡先、電気工作物の数量その他の託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎに支障のない変更は、軽微なものであるため、変更届出を行うことが認められています。

6. (5) 兼業規制・行為規制①

- 電気事業法上、配電事業者は、配電部門の中立性確保の観点から、一般送配電事業者と同様に、小売電気事業や発電事業等との兼業は原則として禁止されていますが、「電気の使用者の利益を確保するため特に必要である」と国が認めた場合に限り、兼業の認可を受けられる仕組みとされています。
- 一般送配電事業者には、一般送配電事業の中立性確保の観点から、事業の公平性・透明性を確保するため、情報の目的外利用の禁止や差別的取扱いの禁止などの行為規制が課されるとともに、一般送配電事業に係る会計の整理等（会計分離）が求められています。
- 電気事業法では、配電事業者にも、配電部門の中立性確保の観点から、一般送配電事業者と同様に、こうした行為規制が課されております。

■ 配電事業に係る兼業認可の適用除外基準

- (a) 配電事業者及び配電事業者のグループ会社たる配電事業者の配電事業に係る供給区域における需要家軒数の合計が、5万軒を超えないこと
- (b) (a)に該当しない場合であっても、その供給区域を本土の電線路と電気的に接続されていない離島として配電事業を営む場合など、一般送配電事業者又は他の配電事業者からその配電事業の用に供するための電気の供給を受けられないことにより、当該供給区域内の需要に応ずる小売電気事業のための電気を発電する発電事業者と密接に連携して当該供給区域内の電気の安定供給を確保することが必要と認められる場合その他の当該配電事業者の供給区域の自然的社会的条件等を勘案して兼業を認可することが電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認められる場合

なお、一般送配電事業者のグループ会社が配電事業を営む場合であって、その供給区域が当該一般送配電事業者の供給区域内にある場合にあっては、上記(a)・(b)の限りでないことに留意してください。

7. 事業の休廃止

- 配電事業者が事業を休廃止する場合は、配電事業者から、その設備等が確実に当該一般送配電事業者に移り、当該地域における継続的な託送供給等に支障が生じないことが重要です。**休廃止に必要な期間や設備の引き渡し条件等について、一般送配電事業者とよく協議を行ってください。**
- 電気事業法では、**国は「公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるとき」でなければ、休廃止の許可をしてはならないこととされており、配電事業者は、事業の休廃止に当たり、経済産業大臣の許可が無ければ休廃止できない仕組みとなっています。**